

令和7年3月24日

一宮市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第6号

一宮市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

一宮市下水道条例施行規程(昭和49年一宮市水道部管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第18条 略	第18条 略 <u>(滞納処分に関する事務の委任)</u>
第19条 条例及びこの規程の規定により作成する文書の様式は、次のとおりとする。 (1)～(31) 略 (雑則)	第19条 管理者は、 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)</u> 第13条第2項の規定により、 <u>使用料の滞納処分に関する事務に従事する職員に、次に掲げる事務に係る国税徴収法(昭和34年法律第147号)</u> に規定する徴収職員の権限を委任する。 (1) <u>使用料の滞納処分に関する調査のための質問又は検査に関すること。</u> (2) <u>使用料の滞納者の財産の捜索及び差押えに関すること。</u> 2 前項各号に規定する事務の委任を受けた職員は、 <u>徴収職員証</u> を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 <u>(文書等の様式)</u>
第20条 略	第20条 条例及びこの規程の規定により作成する文書等の様式は、次のとおりとする。 (1)～(31) 略 (32) <u>徴収職員証</u> (雑則)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	第21条 略

付 則

この規程は、公布の日から施行する。